

障サ第79号
平成23年6月27日

関係法人代表者 様

神奈川県保健福祉局
福祉・次世代育成部障害サービス課長
(公 印 省 略)

障害児療育地域支援体制整備事業（児童デイサービス事業所（Ⅱ型）
における相談等体制整備）実施要領の制定について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろ格段の御協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり制定しましたので通知します。

（問い合わせ先
事業支援グループ 千葉
電 話 045-210-4717
ファクシミリ 045-201-2051
）

障害児療育地域支援体制整備事業（児童デイサービス事業所（Ⅱ型） における相談等体制整備）実施要領

第1 趣旨

この要領は、障害児療育地域支援体制整備事業（児童デイサービス事業所（Ⅱ型）における相談等体制整備）の実施について、神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

障害児療育地域支援体制整備事業（児童デイサービス事業所（Ⅱ型）における相談等体制整備）は、交付要綱に基づく障害児療育地域支援体制整備事業とし、神奈川県内において、就学している障害児の放課後支援の充実を図るため、児童デイサービス事業所（Ⅱ型）における相談等の体制の整備に係る経費について助成する。

第3 事業の実施主体

この事業の実施主体は、神奈川県とする。

第4 補助事業の内容等

1 補助事業の内容

児童デイサービス事業所（Ⅱ型）において障害児を育てた子育ての先輩などが保護者の相談に応じることや、身体の動作の訓練を行う際の補助を行う等の体制の整備

2 補助事業者

児童デイサービス事業所（Ⅱ型）を設置運営する法人

3 補助対象経費

1に定める内容の実施に要する経費

4 補助基準額

1事業所当たり100万円とする。ただし、事業に要した経費が100万円を下回った場合は、当該下回った額とする。

5 補助率

10/10

第5 交付申請

この事業に係る補助金の交付申請書の提出期限は、交付要綱の規定にかかわらず、平成24年2月22日までとする。

附 則

この要領は、平成23年6月27日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。